
第9期東浦町高齢者福祉計画（案） （2024年度～2026年度）

（概要版）

1 計画策定の背景

日本における高齢化は世界に類をみないスピードで進んでいます。これに伴い、支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要支援・要介護認定者、社会保障費等が増加する一方で、介護負担による介護離職、高齢者の孤立や高齢者虐待、少子化による地域社会の担い手の減少等が課題となっています。

こういった状況に対応していくため、国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを引き続き進めることとしているほか、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を推進しています。

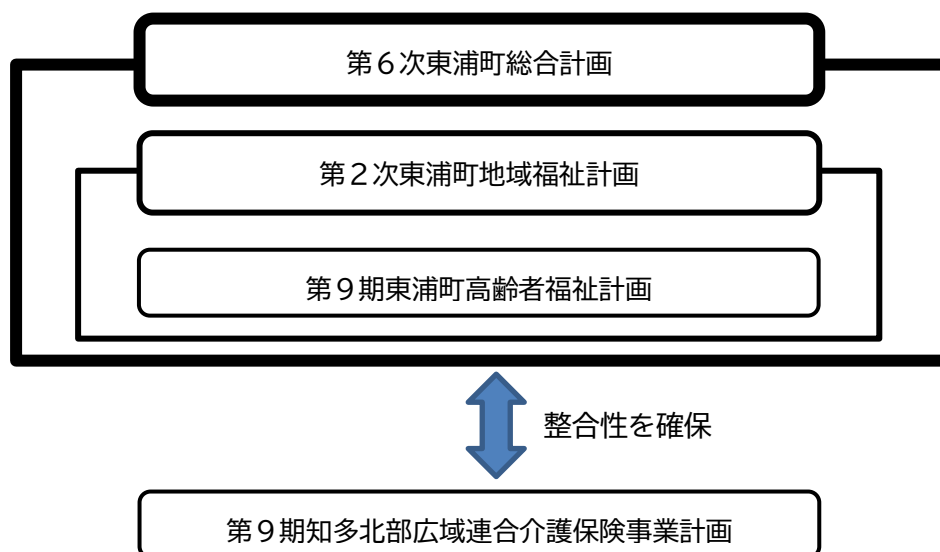
本町においても、これらの方向性を踏まえながら、高齢者が安心して健康で暮らしていける環境や、高齢者を中心とする支援が必要な方を地域全体で支える体制の構築を進めていく必要があります。

このような背景のもと、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指し、第9期東浦町高齢者福祉計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、第6次東浦町総合計画、第2次東浦町地域福祉計画を上位計画としています。

また、知多北部広域連合が定める、第9期知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、介護保険事業計画と同様に、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とします。

年度（和暦） 計画名	2024年度	2025年度	2026年度
第9期知多北部広域連合介護保険事業計画			
第9期東浦町高齢者福祉計画			

4 基本理念

東浦町では、高齢者が健康でいきいきと生活していける地域づくりに向け、3つの基本目標ごとに取り組みを進めてきました。

今後も、これまでの基本的な考え方を踏まえ、「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を基本理念とし、東浦町の高齢者福祉事業がさらに充実したものとなるよう努めていきます。

高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち

5 基本目標

本計画では、第6次東浦町総合計画を踏まえ、国の介護保険計画の基本指針も参考に、次の3項目を基本目標として、高齢者福祉施策を推進します。

基本目標 1 地域で暮らし続けるために（地域包括ケアシステムの構築）

基本目標 2 いきいきと活動するために（生きがいがづくりと社会参加の促進）

基本目標 3 介護が必要になっても安心して暮らせるために（介護保険事業の充実）

6 計画の体系

3つの基本目標に対し、関連する施策分野と具体的施策を設定しました。

また、施策分野ごとに国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）のターゲットを関連付けることで、高齢者福祉施策を推進するとともに、持続可能でよりよい社会の実現を目指していきます。

基本目標	施策分野	具体的施策
1 地域で暮らし続けるために （地域包括ケアシステムの構築）	1 高齢者福祉サービスの充実 	1 高齢者への支援 2 介護者への支援
	2 介護予防・生活支援の推進 	1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 地域ぐるみの生活支援の促進
	3 認知症施策の推進 	1 認知症の人やその家族等への支援の充実 2 相談窓口の充実 3 早期支援に向けた体制の強化
	4 医療と介護の連携体制の構築 	1 ICT技術の活用 2 多職種連携のためのネットワークづくりの推進 3 住民等への啓発
	5 地域ケア会議の活用 	1 地域ケア会議の活用
	6 高齢者の権利を守る支援の充実 	1 虐待防止 2 日常生活自立支援 3 成年後見制度利用促進 4 保護措置
	7 安心・住みよいまちづくりの推進 	1 高齢者あんしんカード登録 2 避難行動要支援者登録 3 ひとり暮らし高齢者等見守り 4 ごみ出し支援 5 運転免許自主返納 6 シルバーハウジング生活支援
2 いきいきと活動するために （生きがいづくりと社会参加の促進）	1 ゆうゆうクラブ（老人クラブ）の支援 	1 ゆうゆうクラブ（老人クラブ）への支援
	2 ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の運営 	1 ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の活用と整備
	3 シルバー人材センターの支援 	1 シルバー人材センターへの支援
	4 生きがい活動の推進 	1 集いの場（ふれあいサロン等）の支援
3 介護が必要になっても安心して暮らせるために （介護保険事業の充実）	1 介護保険サービスの推進 	1 介護保険サービス 2 包括的支援

7 施策の展開

基本目標1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築)

●施策の方向性

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途にシステム構築を目指して、介護保険法の改正を行いました。

東浦町においても、高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、在宅での自立した生活の支援や介護者家族への支援等福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ることが必要です。

要介護・要支援状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

また、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を推進します。

なお、虐待防止対策や認知症施策への取り組みの必要性も高まっていることから、以下の7分野を柱として計画を進めます。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1) 高齢者福祉サービスの充実    	【実施内容】 在宅生活を行うひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び在宅で介護を必要とする方への各種サービスを実施しています。 【目標】 ひとり暮らしや在宅で援助を必要とする高齢者等に対し、見守りや家族による介護を支援する体制及び介護保険事業を補完するサービスの充実に努めます。 また、地域全体で高齢者を支えるネットワークを強化し、地域ケア体制を充実します。	①高齢者のための支援 ②介護者のための支援

施策分野	施策内容	具体的施策
(2) 介護予防・生活支援の推進 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう	【実施内容】 地域の実情に合わせた介護予防事業を実施し、高齢者へ介護予防の意識醸成に努めています。 生活支援コーディネーターが地域と課題を共有しながら住民主体による活動を創出する等、地域の多様な主体と連携して支え合いの仕組みづくりを行っています。 【目標】 高齢者が自ら介護予防に取り組み、生活機能を維持できるように介護予防の重要性と方法について周知啓発を行います。 また、生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援サービス等を担う多様な主体と連携しながら、地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。さらに、就労的活動の場と事業者や高齢者等とをマッチングすることで、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進し、介護予防につなげます。	①介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ②地域ぐるみの生活支援の促進
(3) 認知症施策の推進 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう	【実施内容】 認知症に対する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座等で啓発を実施しています。 また、行方不明となる可能性がある方の事前登録や、行方不明高齢者等搜索模擬訓練及びメールシステムを活用した行方不明者の搜索をしています。 認知症初期集中支援チームが早期対応・早期診断に向けた支援を行っています。 【目標】 「認知症にやさしいまちづくり推進条例」に基づき、認知症の人やその家族等が可能な限り住み慣れた地域で、社会の一員として日常生活を営むことができるよう、支援を充実します。 また、認知症サポーターについては、2028年度までにサポーター数19,099人を目指します。	①認知症の人やその家族等への支援の充実 ②相談窓口の充実 ③早期支援に向けた体制の強化

施策分野	施策内容	具体的施策
(4) 医療と介護の連携体制の構築 1 異業種をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう	【実施内容】 情報共有システムを導入し、医療と介護の関係者間の情報共有・連携を図っています。 また、多職種研修会を実施し、関係者間の連携を強化しています。住民向けにパンフレットを作成し、在宅医療や介護サービスについて周知しています。 【目標】 医療と介護を必要とする高齢者が、自宅等の住み慣れた生活の場で、自分らしい暮らしを維持できるよう、関係機関が連携し、医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するとともに、本人の自己決定を支えることができるよう支援していきます。	① I C T技術の活用 ②多職種連携のためのネットワークづくりの推進 ③住民等への啓発
(5) 地域ケア会議の活用 1 異業種をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう	【実施内容】 個別ケースを検討する会議と地域包括ケアシステム構築のための会議から、地域課題を把握し、解決方法を検討しています。 【目標】 個別ケースを検討する会議を通じて共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけ、さらなる個別支援の充実につなげていきます。	① 地域ケア会議の活用

施策分野	施策内容	具体的施策
(6) 高齢者の権利を守る支援の充実 1 問題をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう	【実施内容】 介護保険事業所職員等関係者向けに、高齢者虐待対応や虐待防止の研修を実施しています。 また、養護を受けることができない高齢者等に対して介護施設への保護措置等を行い、高齢者等の安全確保に努めています。 【目標】 高齢者虐待の発生予防、早期発見、養護者に対する支援を行うため、関係機関等との連携や協力体制の強化に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対する介護施設への保護措置等、迅速に対応できる仕組みの整備に努めます。 また、虐待に関する実態把握のため、医療・介護関係者に対してアンケートを実施して、課題を抽出し、今後の啓発や発生予防の分析を行います。	①虐待防止 ②日常生活自立支援 ③成年後見制度利用促進 ④保護措置
(7) 安心・住みよいまちづくりの推進 1 問題をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナシップで目標を達成しよう	【実施内容】 ひとり暮らし高齢者等をあらかじめ台帳として登録しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能となる体制を整備しています。 また、ごみ出し支援や地域見守り推進事業により、定期的な支援を行っています。 【目標】 ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高齢者の見守り等を行うことで、安否の確認・孤立感の解消を図ります。 避難行動要支援者台帳において、自主防災会、民生委員等との協力を図り、台帳の有効的な活用について検討します。 自ら移動することが困難な高齢者や障がい者等に対して一人ひとりの状況に応じた個別避難計画を作成し、安全の確保を図ります。	①高齢者あんしんカード登録 ②避難行動要支援者登録 ③ひとり暮らし高齢者等見守り ④ごみ出し支援 ⑤運転免許自主返納 ⑥シルバーハウジング生活支援

基本目標２ いきいきと活動するために (生きがいがつくりと社会参加の促進)

●施策の方向性

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進することが必要であることから、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、ゆうゆうクラブ（老人クラブ）やシルバー人材センターの活動を支援します。

また、集いの場（ふれあいサロン等）等の高齢者の交流活動を支援し、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを図ります。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1) ゆうゆうクラブ（老人クラブ）の支援   	【実施内容】 ゆうゆうクラブ（老人クラブ）の活動を通じて、地域における仲間づくり、健康・生きがい活動を支援しています。 【目標】 地域の方との交流や地域の担い手となる活動を支援します。 ゆうゆうクラブ（老人クラブ）に興味を持っていたけりよう、ホームページや会報紙にて活動内容の見える化をし、会員の増加に努めます。	①ゆうゆうクラブ（老人クラブ）への支援
(2) ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の運営  	【実施内容】 町内ゆうゆう憩の家（老人憩の家）及び東ヶ丘交流館の維持修繕・改修工事・備品購入等の整備を実施しています。 【目標】 高齢者が使いやすい施設の整備と、老朽化に対応した計画的な改修を進めます。 高齢者の健康増進やレクリエーションの場、交流の場の拠点として老人憩の家一般開放事業を進め、高齢者が誰でも気軽に利用できる施設運営に努めます。	①ゆうゆう憩の家（老人憩の家）の活用と整備

施策分野	施策内容	具体的施策
(3) シルバー人材センターの支援 8 働きがいも経済成長も  10 人や国の不平等をなくそう  17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【実施内容】 就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する 60 歳以上の高齢者の就業機会を提供し、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりを進めています。 【目標】 働く意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を促し、地域の活性化を図るため、シルバー人材センターが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動の支援を進めます。	①シルバー人材センターへの支援
(4) 生きがい活動の推進 11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【実施内容】 集いの場(ふれあいサロン等)では、住民が気軽に集い、交流できる場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもりの防止や健康維持を図ります。 【目標】 元気な高齢者が地域活動の担い手となり、地域を支える仕組みの支援に努めます。 生きがいを持ち、いつまでも健康に生活していくことができるよう、高齢者同士のふれあいの場の確保等、事業の充実に努めます。 集いの場(ふれあいサロン等)では、運営協力者の確保とともに、既存施設を利用したより多くの活動の場所の提供を推進します。	①集いの場(ふれあいサロン等)の支援

基本目標３ 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)

●施策の方向性

高齢者が要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスの充実が必要です。本町では、東海市、大府市及び知多市との共同により、知多北部広域連合を組織し介護保険事業を実施しています。引き続き、第９期知多北部広域連合介護保険事業計画に基づき、計画的な施設整備を推進していきます。

また、高齢者相談支援センターでは、民生委員等との連携による、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、問題を抱える高齢者の把握・支援をしています。今後も、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進することにより、高齢者が安心して生活することができる環境づくりに努めます。

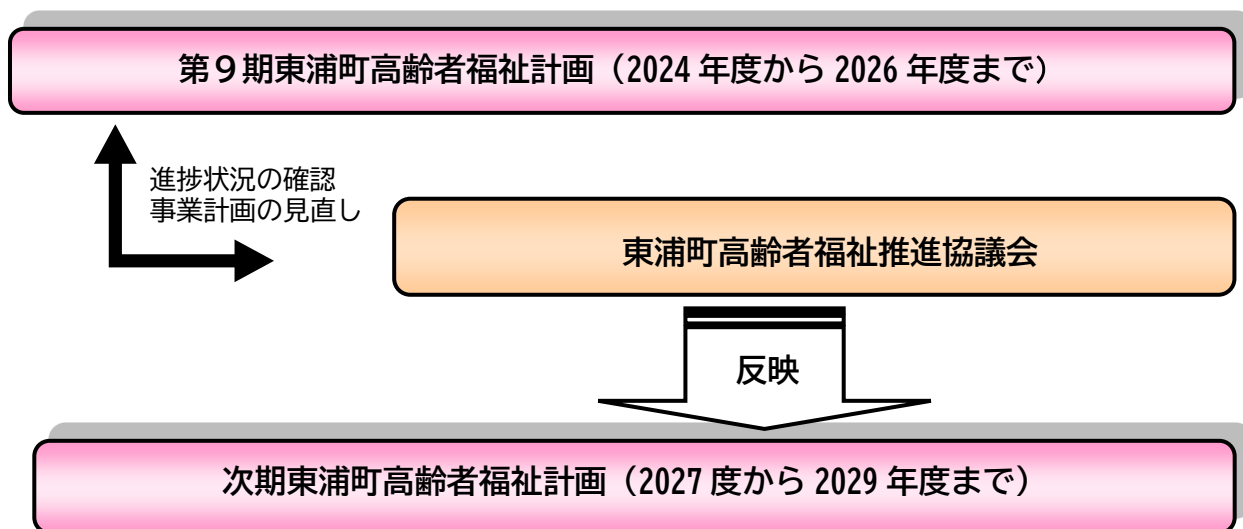
●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(１) 介護保険サービスの推進  1 障壁をなくそう  10 人や国の不平等をなくそう  11 住み続けられるまちづくりを  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナリシップで目標を達成しよう	【実施内容】 介護保険サービス事業では、介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施しているほか、包括的支援事業では、高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつないでいます。また、虐待の防止・早期発見等、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送られるよう取り組んでいます。なお、高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサービスを継続利用できるように、地域の医療機関等と連携しています。 【目標】 包括的支援事業は、高齢者相談支援センターが総合相談、権利擁護事業等を実施し、要支援、要介護状態となることを予防し、要介護状態になった場合においても、地域において自立した生活を営むことができるよう支援します。 地域福祉相談支援事業（コミュニティソーシャルワーカー）と連携し、複合課題を抱える世帯全員への支援体制の構築と重層的支援体制整備事業における包括的相談支援を行います。	①介護保険サービス ②包括的支援

8 計画の推進体制

本計画が基本理念や基本目標に沿って計画的かつ効率的に実施されているかについて、東浦町高齢者福祉推進協議会において毎年進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

また、健康福祉部ふくし課を中心に、関係部局、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター等の関係機関と連携し、柔軟な事業の推進をしていきます。



9 関係者・関係団体との連携

本計画は、基本理念である「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を目指すものであり、そのために必要な高齢者福祉事業、介護予防事業、介護保険事業等の幅広い分野にまたがった施策を包含したものとなっています。

この基本理念を達成するため、行政が主体となって、社会福祉協議会や高齢者相談支援センター等の関係機関をはじめ、医療機関、介護保険サービス事業者、近隣市町と連携していく他、各事業についての普及啓発に努めます。

さらには、地域全体で高齢者を支えていく仕組みの構築のために、地域住民やボランティア、NPO等との協働による活動を進めます。

10 住民協働によるまちづくり

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らしていくためには、行政をはじめとする福祉や医療等の関係機関が連携するとともに、これら関係機関と住民との協働は欠かせません。

各地域で行われている集いの場（ふれあいサロン等）や高齢者の見守り活動等に積極的に地域住民が参加し、高齢者を支える仕組みを構築するとともに、元気な高齢者自らがボランティア等の地域活動に参加できる環境づくりを進めることにより、地域全体で高齢者を支える、住民協働によるまちづくりを推進していきます。